

連結情報

中間連結財務諸表

■中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金 ※6	16,886	26,338
コールローン及び買入手形	40,000	40,000
買入金銭債権	36	35
有価証券 ※6,11	203,519	221,731
貸出金 ※1,2,3,4,5,7	509,546	506,351
外国為替	195	152
その他資産 ※6	3,545	3,012
有形固定資産 ※8,9	12,966	12,718
無形固定資産	265	357
繰延税金資産	3,756	2,972
支払承諾見返	2,349	2,075
貸倒引当金	△4,956	△4,078
資産の部合計	788,113	811,668
(負債の部)		
預金	728,583	738,230
譲渡性預金	24,000	39,990
借入金 ※10	8,150	8,124
外国為替	0	0
その他負債	2,838	2,976
退職給付引当金	128	104
役員退職慰労引当金	134	—
利息返還損失引当金	16	11
睡眠預金払戻損失引当金	57	62
偶発損失引当金	118	125
再評価に係る繰延税金負債 ※8	1,896	1,896
支払承諾	2,349	2,075
負債の部合計	768,274	793,596
(純資産の部)		
資本金	7,485	7,485
資本剰余金	5,875	5,875
利益剰余金	4,771	2,177
自己株式	△62	△63
株主資本合計	18,069	15,474
その他有価証券評価差額金	△631	196
繰延ヘッジ損益	△0	—
土地再評価差額金 ※8	2,400	2,400
評価・換算差額等合計	1,769	2,597
純資産の部合計	19,838	18,071
負債及び純資産の部合計	788,113	811,668

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
経常収益	8,652	8,037
資金運用収益	6,901	6,503
（うち貸出金利息）	(5,607)	(5,286)
（うち有価証券利息配当金）	(1,208)	(1,174)
役員取引等収益	1,045	1,092
その他業務収益	530	273
その他経常収益	175	167
経常費用	7,442	10,016
資金調達費用	929	725
（うち預金利息）	(728)	(475)
役員取引等費用	740	708
その他業務費用	49	1,648
営業経費	5,291	5,444
その他経常費用 ※1	430	1,489
経常利益又は経常損失(△)	1,209	△1,979
特別利益	10	71
固定資産処分益	0	15
償却債権取立益	10	18
睡眠預金払戻損失引当金戻入益	—	18
偶発損失引当金戻入益	—	14
その他の特別利益	—	4
特別損失	7	42
固定資産処分損	7	0
減損損失 ※2	—	18
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	23
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	1,212	△1,950
法人税、住民税及び事業税	37	58
法人税等調整額	394	511
法人税等合計	432	569
中間純利益又は中間純損失(△)	780	△2,520

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,485	7,485
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	7,485	7,485
資本剰余金		
前期末残高	5,875	5,875
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	5,875	5,875
利益剰余金		
前期末残高	4,180	5,076
当中間期変動額		
剰余金の配当	△189	△378
中間純利益又は中間純損失(△)	780	△2,520
当中間期変動額合計	591	△2,899
当中間期末残高	4,771	2,177
自己株式		
前期末残高	△62	△63
当中間期変動額		
自己株式の取得	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	△62	△63
株主資本合計		
前期末残高	17,479	18,373
当中間期変動額		
剰余金の配当	△189	△378
中間純利益又は中間純損失(△)	780	△2,520
自己株式の取得	△0	△0
当中間期変動額合計	590	△2,899
当中間期末残高	18,069	15,474

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△3,858	228
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,226	△31
当中間期変動額合計	3,226	△31
当中間期末残高	△631	196
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△0	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	—
当中間期変動額合計	0	—
当中間期末残高	△0	—
土地再評価差額金		
前期末残高	2,400	2,400
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,400	2,400
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△1,458	2,629
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,227	△31
当中間期変動額合計	3,227	△31
当中間期末残高	1,769	2,597
純資産合計		
前期末残高	16,021	21,003
当中間期変動額		
剰余金の配当	△189	△378
中間純利益又は中間純損失(△)	780	△2,520
自己株式の取得	△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,227	△31
当中間期変動額合計	3,817	△2,931
当中間期末残高	19,838	18,071

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結情報

■中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	1,212	△1,950
減価償却費	231	312
減損損失	—	18
貸倒引当金の増減(△)	148	151
賞与引当金の増減額(△は減少)	—	△116
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△13	△14
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	10	△143
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	0	△4
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△17	△28
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	2	△14
資金運用収益	△6,901	△6,503
資金調達費用	929	725
有価証券関係損益(△)	△150	2,258
為替差損益(△は益)	80	△0
固定資産処分損益(△は益)	7	△14
貸出金の純増(△)減	△18,680	4,089
預金の純増減(△)	10,744	14,369
譲渡性預金の純増減(△)	10,570	6,180
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△2	△2,102
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	74	△2,020
コールローン等の純増(△)減	△2,002	△10,003
外国為替(資産)の純増(△)減	△52	△7
外国為替(負債)の純増減(△)	△0	△0
資金運用による収入	6,462	5,531
資金調達による支出	△1,198	△603
その他	△259	409
小計	1,197	10,519
法人税等の還付額	130	—
法人税等の支払額	△50	△19
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,277	10,499
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△45,473	△54,750
有価証券の売却による収入	19,365	19,658
有価証券の償還による収入	22,704	29,000
投資活動としての資金運用による収入	1,141	1,185
有形固定資産の取得による支出	△986	△144
有形固定資産の売却による収入	7	15
無形固定資産の取得による支出	△79	△169
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,320	△5,206
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△2	△3
劣後特約付借入金の返済による支出	△300	—
財務活動としての資金調達による支出	△124	△108
配当金の支払額	△188	△375
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△616	△488
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,659	4,805
現金及び現金同等物の期首残高	19,078	19,149
現金及び現金同等物の中間期末残高 ※1	16,419	23,954

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間連結財務諸表

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の中間連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

■中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (当中間連結会計期間)

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社 2社
会社名 仙銀ビジネス株式会社 仙銀カード株式会社
 - 非連結子会社 0社
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結子会社 0社
 - 持分法適用の関連会社 0社
 - 持分法非適用の非連結子会社 0社
 - 持分法非適用の関連会社 0社
- 連結子会社の中間決算日等に関する事項
 - 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社
 - 子会社については、中間決算日の中間財務諸表により連結しております。
- 会計処理基準に関する事項
 - 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価価額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
 - 減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）
当行及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～50年
その他：2年～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,637百万円であります。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

- 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
- 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
連結子会社の外貨建資産・負債はございません。
- リース取引の処理方法
当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 重要なヘッジ会計の方法
 - 金利リスク・ヘッジ
当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
 - 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引を見合うヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
連結子会社はヘッジ会計を適用していません。
- 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- 消費税等の会計処理
当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

■中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、経常損失は0百万円、税金等調整前中間純損失は24百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は36百万円であります。

■追加情報

(役員退職慰労引当金)

当行は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議したため、当中間連結会計期間において打ち切り支給分の役員退職慰労金116百万円を取崩し、「その他負債」に含めて表示しております。

(連結子会社の吸収合併)

当行は、平成22年5月19日開催の取締役会において、株主総会の承認及び関係官庁の承認を得られることを条件として、平成23年4月1日を合併期日として当行の100%連結子会社である仙銀カード株式会社を当行に吸収合併することを決定し、合併契約書を締結いたしました。その後、平成22年6月29日に開催しました当行の第89回定時株主総会において合併契約は承認されました。

結合当事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- 結合当事業の名称及びその事業の内容
 - 結合企業 名称 株式会社仙台銀行（当行）
 - 被結合企業 名称 仙銀カード株式会社（事業の内容 クレジットカード業務）
- 企業結合の法的形式
株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併
- 結合後企業の名称
株式会社仙台銀行
- 取引の目的を含む取引の概要
当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

連結情報

■注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,166百万円、延滞債権額は18,741百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は336百万円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は148百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,393百万円です。
なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,340百万円です。
- ※6. 担保に供している資産は次のとおりです。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券82,875百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち敷金保証金は220百万円です。
- ※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、122,326百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が117,322百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、実行価格補正等、合理的な調整を行って算出してあります。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,458百万円
- ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,340百万円
- ※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
- ※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,525百万円です。

(中間連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額542百万円、株式等償却872百万円及び貸出金償却14百万円を含んでおります。
- ※2. 減損損失
当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。
地域 東京都中央区
用途 営業用店舗
種類 建物及びその他の有形固定資産
減損損失額 18百万円
上記の資産グループは、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たな

いことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングは、当行及び銀行業務を行う子会社については、当行の管理会計上の最小区分（営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング）で行っており、それ以外の子会社については個別別にグルーピングを行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式数					
普通株式	7,591	—	—	7,591	
合計	7,591	—	—	7,591	
自己株式					
普通株式	22	0	—	22	(注)
合計	22	0	—	22	

(注) 当中間連結会計期間における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日定時株主総会	普通株式	378	50.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	平成22年9月30日現在 (単位：百万円)
現金預け金勘定	26,338
定期預け金	△0
その他の預け金	△2,383
現金及び現金同等物	23,954

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引
① 所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
① リース資産の内容
有形固定資産
車両運搬具
② リース資産の減価償却の方法
中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。
(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額

	有形固定資産	無形固定資産	合計
取得価額相当額	64	—	64
減価償却累計額相当額	49	—	49
中間連結会計期間末残高相当額	14	—	14

・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額
(単位：百万円)

	1年内	1年超	合計
	9	6	15

- ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 7百万円
減価償却費相当額 7百万円
支払利息相当額 0百万円
- ・減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ・利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
(単位：百万円)

	1年内	1年超	合計
	10	0	10

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	26,338	26,338	—
(2) コールローン及び買入手形	40,000	40,000	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	23,016	19,336	△3,679
その他有価証券	198,290	198,290	—
(4) 貸出金	506,351		
貸倒引当金(※1)	△3,836		
	502,514	507,389	4,874
資産計	790,159	791,354	1,195
(1) 預金	738,230	739,047	817
(2) 譲渡性預金	39,990	39,990	—
(3) 借入金	8,124	8,334	209
負債計	786,344	787,371	1,026

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(※2) 中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私券債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

変動利付国債の時価については、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定要因であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、連結と単体と同様であるため、21、22ページの「時価情報 有価証券関係」をご参照ください。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブの要素が含まれている貸出金は、取引金融機関及びブローカーから提示された価格を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日現在における中間連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間

ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、店頭表示金利を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当行の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、劣後ローンについては、当行が発行した場合に付与される劣後債の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、連結と単体と同額であるため、23ページの「デリバティブ取引」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	425
合計	425

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前連結会計年度末残高(注)	36百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
当中間連結会計期間末残高	36百万円

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(1株当たり情報)

(単位：円)

	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり純資産額	2,387.73
1株当たり中間純損失金額	333.03

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

2. 1株当たり中間純損失金額及び1株当たり中間純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)
1株当たり中間純損失金額	
中間純損失	2,520百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る中間純損失	2,520百万円
普通株式の中間期中平均株式数	7,568千株
純資産の部の合計額	18,071百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	—百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額	18,071百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	7,568千株

(重要な後発事象)

当行は、平成22年10月26日開催の取締役会において、当行と株式会社きらやか銀行が、平成23年10月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うことについて両行間で検討を開始することを決議しました。また、同日に当行は株式会社きらやか銀行と「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結しました。

連結情報

■連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期
破綻先債権額	1,906	1,166
延滞債権額	17,984	18,741
3カ月以上延滞債権額	459	336
貸出条件緩和債権額	3,466	148
合計	23,816	20,393

(注) 平成22年9月期連結リスク管理債権の項目説明につきましては、8ページの注記事項(中間連結貸借対照表関係※1から※4)に記載しております。

■連結自己資本比率(国内基準)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

(単位：百万円)

	平成21年9月期	平成22年9月期
基本的項目 (Tier1)		
資本金	7,485	7,485
うち非累積的永久優先株	—	—
新株式申込証拠金	—	—
資本剰余金	5,875	5,875
利益剰余金	4,771	2,177
自己株式(△)	△62	△63
自己株式申込証拠金	—	—
社外流出予定額(△)	—	—
その他有価証券の評価差損(△)	—	—
為替換算調整勘定	—	—
新株予約権	—	—
連結子法人等の少数株主持分	—	—
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
営業権相当額(△)	—	—
のれん相当額(△)	—	—
企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	18,069	15,474
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計	18,069	15,474
補完的項目 (Tier2)		
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,933	1,933
一般貸倒引当金	1,440	1,120
負債性資本調達手段等	6,200	5,600
うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,200	5,600
計	9,574	8,654
うち自己資本への算入額	(B)	8,654
控除項目	(C)	330
自己資本額	(A)+(B)-(C)	23,798
リスク・アセット等		
資産(オン・バランス)項目	274,213	279,425
オフ・バランス取引等項目	5,811	4,777
信用リスク・アセットの額	(E)	280,024
オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)	(F)	24,138
(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(G)	1,931
計(E)+(F)	(H)	305,433
連結自己資本比率(国内基準) = (D)/(H) × 100(%)	8.94	7.71
(参考) Tier1比率 = (A)/(H) × 100(%)	5.91	5.01

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

■セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当
中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部でクレジットカード等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当

間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

3. 国際業務経常収益

前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当
中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。